

事務連絡
令和3年1月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の改定について

今般、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」が改定されましたので、お知らせいたします。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

なお、主な内容としては以下のとおりです。

- ・ 地域において患者が急増する状況等における調査の優先順位について追記
- ・ 患者（確定例）が接触確認アプリを利用している場合は、同アプリへの陽性登録は本人同意に基づくものであることを踏まえつつ、陽性登録を促すことについて追記
- ・ 調査票に、接触確認アプリへの陽性登録の希望の有無に関する項目を追加

以上